

情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会（第3回）議事概要

1 日時

平成21年 3月 2日（月） 14:00～15:15

2 場所

第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、牛尾 陽子、梶川 融、篠塚 勝正、杉山 武彦、
高橋 温、野並 直文、松崎 陽子、三村 優美子、米澤 康博（以上10名）

(2) 専門委員（敬称略）

石崎 光夫、今川 幸雄、山下 彰一（以上3名）

(3) 総務省出席者

吉良郵政行政部長、後藤郵政行政部企画課長、菊池郵便課長、山崎貯金保険課長、
神山信書便事業課長、藤江郵便課調査官

(4) 事務局

永利情報流通行政局総務課課長補佐

4 議題

(1) 諮問事項

① 国際ボランティア貯金寄附金配分について【諮問第1010号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申を行った。

【内容】

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継している国際ボランティア貯金の寄附金の未配分原資について、平成20年度配分団体及び配分額の認可申請があり、審議を行ったもの。

② 郵便約款の変更の認可（心身障害者用低料第三種郵便の取扱方法の変更及び本人限定受取郵便のサービス内容の追加）【諮問第1011号、1012号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申を行った。

【内容】

「心身障害者用低料第三種郵便の取扱方法の変更」は、心身障害者用低料第三種郵便が、心身障害者の福祉向上を図ることを目的として低料金となっているにも関わらず、ダイレク

トメールとして使用されるといった不適正な利用が相次いだことから、昨年12月26日に、総務省から郵便事業株式会社に対して、再発防止策を講ずること等を内容とした監督上の命令が発出されたが、その再発防止策を講ずるに当たり、郵便約款を変更する必要があるものについて認可申請があり、審議を行ったもの。

「本人限定受取郵便のサービス内容の追加」は、金融機関の取引に係る本人確認の方法等について、昨年法律が改正されたことに伴い、本人確認情報について差出人に通知する取扱いを追加するための郵便約款の変更認可申請があり、審議を行ったもの。

③ 特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第1013号～1015号】

審議の結果、諮問のとおり許可及び認可することが適当との答申を行った。

【内容】

有限会社札幌こどものくに社ほか11者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに三重執鬼株式会社に係る事業計画等の変更の認可について、審議を行ったもの。

(2) 報告事項

郵便約款の変更の認可（配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設）

議題について、総務省より報告を受けた。

【内容】

配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設について、昨年12月5日付けで「認可することが適当と認められる」旨の答申を行ったが、その際

- ① 利便性低下となる利用者を念頭に、総体的に利便性が緩和される施策を郵便事業株式会社がとること
- ② 郵便約款変更までの必要な周知・準備期間が設定されているかどうかを確認し、必要な場合には実施開始日の調整を行うこと

と総務省に報告を求めていたものについて、報告がなされたもの。

本分科会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 濱元 吉原

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp